

県立病院法人化委員会(第3回)の概要

平成21年12月24日 10時～正午
県庁共用第3会議室

全委員出席

「法人化基本方針(素案)(資料2)」

県立病院のあり方について

県立病院が、これまで「高度専門医療、特殊医療等」を提供してきたとあるが、これに精神科医療を追加されたい。

法人のあり方について

「2 人事給与制度等に関する基本事項」

現行制度に準拠しながらも、今後の検討の中で、県立病院という位置付けや地方独立行政法人法の関係規定を踏まえた上で、独法化する意義、法人化することによるメリットをどのように制度に反映させていくのかについて留意する必要がある。

法人では職員の職務や責任のほか、勤務成績などを考慮した給与とすることとされている。そのためには、県立病院のあり方、使命を明確にし、業務に対する職員への意識付けが重要である。

また、制度が変化することによる職員の不安解消に努められたい。

「3 財務会計に関する基本的事項」

運営費負担金について、法人の設立団体である県がきちんと負担することについては、強くお願いしておきたい。不採算医療の提供を旨とする自治体病院の経営は、運営費負担金なしでは成り立たない。

一方で、不採算医療以外の分野については民間病院と同じであるので、収益の確保や効率化を高めることについて不断の努力が必要である。不採算医療と、これ以外の医療について明確に区別することが必要であると考えている。

「山口県立病院のあり方について(資料3)」

がん医療などの分野においては、単一の診療科で対応していくことは不可能な状況にある。

また、急激な高齢化の状況を踏まえると、同一の患者が複数の病気を抱えているケースが多く、地域において「総合病院」は必要であると考えている。法人化後においても、病院の名称どおり、「総合医療」を提供していく必要があると考えており、これを堅持

した上で、重点医療への取組や、地域連携、教育研修、経営改善に取り組んでいきたいと考えている。

こころの医療センターでは、独法化に向けた重点化項目として、精神科救急医療及び専門外来、特に認知症領域や高次脳機能障害への対応の充実を図っていきたいと考えている。

当院が県立病院として果たすべき役割のひとつは精神科救急医療の提供であり、独法化を契機に職員の増員を行い、一層の充実を図りたいと考えている。

独法化のメリットは、職員の配置について定数条例の制限から外れることである。増員により手厚い診療体制をとる結果、増収となるということは大きなメリットである。

総合医療センターについては、特徴を持った病院とすることが時代の要請ではないか。県立病院は「地域の病院」ではなく、「県全体の病院」であって欲しい。掲げられている項目について何を優先するのか、どの項目について実現可能性が高いかについて、「重み付け」をする必要があるのではないか。この点について配慮し、具体性を持って経営資源を集中すれば、より明確で具体的な計画になると考える。

「県立病院の果たすべき役割」として、「県内の医療機関との役割分担と連携のもとで各種医療の提供に取り組んできた」とあるが、役割分担と連携の具体的な内容を中期目標などで県が示すべきではないか。

患者の高齢化が進み、合併疾患が非常に多くなっているため、患者は多くの症状を訴え、総合病院でないと対応が困難であり、特に県の基幹病院では、それに対応できる体制を確保したいと考えている。

県立病院である以上、がん医療、周産期医療、三次救急医療といった政策医療については、いずれについても重要であると考えているが、その中でも、がん医療の分野で当院が先進的に進めている手術等については、特に重点的に取り組んでいきたいと考えている。

また、多くの項目を掲げているが、これらの取組により診療報酬の増収も期待できるので、経営上も費用の増加に見合う収入が確保できるものと考えている。

病院経営には、特定の部門が突出すると他の部門のレベルも連動して向上する、ひいては病院全体のレベルが向上するという実例がある。

すべての分野について均等に経営資源を投入したのでは、なかなか病院の特長が出せない。「重み付け」の中で、どのように限られた経営資源を集中していくかということについて、今後検討されるべきではないか。

総合医療センターのあり方については、ドクターヘリの運用開始や、周辺の分娩取扱い医療機関の状況変化などを踏まえ、もう少し分析が必要ではないか。